

第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

平成27年8月5日（水）

【事務局】 それでは、時間少し前でございますが、委員の皆さんおそろいになりましたので、これから会議を進行させていただきます。

開会に先立ちまして、まず事務局からご連絡を申し上げます。

私は、本日進行を担当させていただきます、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の山嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本日、福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は上から、会議次第、委員名簿、座席表、それから右肩に資料1と記載された設置要綱、同じく資料2のスケジュール、資料3の「福岡市の保育施策について」、最後に資料4、福岡市私立保育士会様より提出いただきました資料、以上となっております。よろしいでしょうか。

次に、報道関係の皆様、また傍聴の皆様への注意でございます。本委員会は、議論を公開としておりますことから、皆様方には、円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いしたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ等の撮影、取材は、委員の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお配りしておりますが、傍聴席からの発言や拍手などはできません。これら注意事項を守られない場合には退席いただく場合もございますので、ご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにして、通話をご遠慮いただき、議事の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、貞刈副市長よりご挨拶を申し上げます。

【貞刈副市長】 委員の皆様、おはようございます。福岡市副市長、貞刈でございます。

本日は、皆さんお忙しい中、それから大変暑い中、本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

福岡市では、これまでも市の総合計画であるマスタープランにおいて、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを重要施策と位置づけまして、限りある財源の中、保育需要への対応や保育の質の向上に積極的に取り組んできたところです。特に近年は、国の待機

児童解消加速化プランとも連動しながら、保育所の増改築などにより待機児童の大幅な解消を図ってまいりました。また、保育の質の確保を図るため、福岡市保育協会の皆様と連携しながら、職員の処遇改善にも努めてきたところであります。

こうした中、本年4月より、国の子ども・子育て支援新制度が開始され、保育の量的拡大や質的改善などが図られることとなりました。保育士さんをはじめ職員の処遇を改善することは、保育の質の向上はもとより、待機児童の解消を実現していく上でも、極めて重要かつ喫緊の課題であると認識いたしております。一方で、国の新制度に基づく運営費、そして福岡市独自の補助金、いずれもその原資は税金であり、どこまで公が負担をするのかという点では、市民のご納得をいただく必要もございます。

これらの点を踏まえ、本委員会では、市補助金の検証と今後の補助制度のあり方について、ご意見を頂戴したいと考えております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご負担をおかけいたしますが、どうぞ活発なご議論をお願いしたいと存じます。

本日はまことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは副市長は、公務の都合により、これにて退席をさせていただきます。

【貞刈副市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

(副市長退室)

【事務局】 これより、第1回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会を開会させていただきます。

初めに、委員会の構成についてご説明いたします。

委員会設置要綱第3条に基づき、委員長及び委員は市長が委嘱することとしておりますので、本日、委員の皆様のお手元に委嘱書を置かせていただいております。

お手元の委員名簿と座席表をごらんください。本委員会の委員長を中村学園大学教育学部の針塚進教授にお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、ご出席の委員の方々を五十音順で紹介させていただきます。時間の関係上、お名前のみ紹介させていただきます。委員名簿をご参照いただければと存じます。

上田裕子委員です。

【上田委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 甲木真哉委員です。

【甲木委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 木村茂喜委員です。

【木村委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 櫻木仁委員です。

【櫻木委員】 櫻木です。よろしくお願いします。

【事務局】 納富輝子委員です。

【納富委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 淵野二三世委員です。

【淵野委員】 よろしく願いします。

【事務局】 松山幸弘委員です。

【松山委員】 よろしく願いします。

【事務局】 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局】 企画調整部長、舟越です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 改めまして、企画課長の山嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を針塚委員長にお願いいたします。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【針塚委員長】 このたび委員長を仰せつかりました針塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

私はこれまで実は、福岡市のこども・子育て審議会の委員を務めさせていただき、その中で、福岡市の第4次の子ども総合計画の審議にかかわらせていただきました。その中で重要なこととしては、待機児童の問題を含めた保育の提供体制の確保、あるいは保育所の人材確保の問題、多様な保育サービスの充実など、幼児教育と保育の充実が大きな目標の一つでした。

そういうことを含めた次第がございましたので、このたびの委員会にかかわらせていただくことになりました。しかしながら、この委員会の検討内容には私が十分承知していない側面がたくさんございますので、委員の皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、本日の議題に入らせていただきます。

まず事務局に、今回の会議の設置の目的等について説明をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より資料の説明をいたします。

まず、資料1をごらんください。設置要綱です。本委員会の設置目的についてご説明をいたします。

設置要綱の第1条でございますように、国におきまして、子ども・子育て支援新制度が実施されましたことに伴い、福岡市保育協会補助金について検証を行い、市民の理解が得られ、保育士の処遇改善に資する保育所運営補助のあり方について検討することを、本委員会の目的としております。

次に資料2をごらんください。本委員会の大きなスケジュールについてご説明いたします。

まず本日の第1回では、保育所制度の概要あるいは保育所を取り巻く状況など、議論の前提となる福岡市の保育施策の状況や保育士の処遇についてご説明をいたしまして、委員皆様のご理解を深めていただければと考えております。具体的には、お手元に配付しております資料3に沿って福岡市の保育施策の状況をご説明いたしまして、委員の皆様にご質疑などをいただいた上、その後、保育士さんの処遇につきまして、実際に現場で働いておられます保育士会の方からご説明いただくこととしております。

次に、8月25日に開催を予定しております第2回では、本委員会の検討事項であります、福岡市保育協会補助金をテーマにしたいと考えております。2回目の会議におきましては、協会補助金の当事者でございます、福岡市こども未来局及び福岡市保育協会様のそれぞれからご説明いただく予定です。委員の皆様には、それぞれの説明を踏まえ、補助金の検証を行っていただきたいと考えております。

そして、第3回以降の委員会におきましては、それまでの議論を踏まえ、今後の補助金のあり方についてご意見をいただければと考えてございます。

なお、本委員会は、法令に基づく附属機関としてではなく、任意の協議会として設置しておりますので、いわゆる審議会のように諮問、答申を行うものではございません。議論が尽くされましたら各委員の意見を事務局で整理いたしまして、同類の意見はまとめ、異なる意見は併記した形で委員会としての報告書を作成したいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題の一つ目でございます、福岡市の保育施策の状況について、保育行政を担当しておりますこども未来局に資料を作成させ、提出を受けてございますので、こども未来局より説明させていただきたいと思っております。

【こども未来局】 こども未来局事業企画課長の若槻です。どうぞよろしくお願いいたします

します。

それでは、事務局から依頼を受けまして、こども未来局で作成いたしました資料、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、目次をご確認いただきたいのですが、大きく3項目に分けております。1番目が保育所制度の概要、二つ目に保育所の運営と保育士の処遇、3番目に私立保育所の収支構造という構成になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ではまず2ページをお願いいたします。保育所制度の概要の中の保育所の目的でございますが、保育所とは児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児、幼児を保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設です。市町村には、当該児童を保育所において保育しなければならないという保育の実施義務がございます。

3ページをお願いいたします。この図は、保育所の利用手続を示したもので、保護者、市町村、保育所の関係を示しております。なお、この図でいう保育所は、民間の認可保育所です。保育所における保育は市町村が行うこととされているため、市町村は保育の提供を保育所に委託いたします。保護者は市町村に保育の申し込みを行い、市町村と契約いたします。保育所は児童に対し保育を提供し、市町村は運営費を支払います。保護者は、市町村に保育料を支払います。平成27年度以降も、この仕組みに変更はございません。

次に福岡市の保育所数です。4ページをお願いいたします。まず上の表ですが、保育所を運営する法人の種別ごとの状況をあらわしています。今年の4月現在で福岡市内に207カ所ある保育所のうち、185カ所、9割が社会福祉法人の運営となっております。

下の表は保育所数の推移です。各年4月1日現在の箇所数を示しておりますが、福岡市では待機児童の解消に向けて保育所の整備を進めておりまして、最近の5年間では保育所が30カ所増えております。

5ページをお願いいたします。福岡市の保育所入所状況の推移です。左側の表で5年前と比較しますと、まず上から、ゼロ歳児から5歳児までの就学前児童数は6.4%の増となっております。次に保育所の定員数は31.3%の増、入所申込数については26.6%の増、入所児童数については26.1%の増となっております。未入所児童数は、入所の申し込みを行われたものの入所が保留となっている児童数で、こちらについては38.8%の増となっております。待機児童数は、未入所児童のうち、国の定義に基づきまして特定園を希望されている方などを除外させていただいているものですが、こちらについては87.5%の減となっております。申込率については18.8%増加しております。

右のグラフは左の表をグラフ化したものです。

6 ページをお願いいたします。福岡市の保育所関係予算の推移です。保育所の運営費は平成 27 年度で 306 億円程度となっておりまして、10 年前と比べて 1.6 倍となっております。これに伴いまして、次の段の事業補助金、それから保育協会補助金につきましても、それぞれ増えています。次に施設整備補助金は、平成 17 年度は保育所を整備していなかったためゼロでございましたが、27 年度予算では約 33 億円となっております。

これら保育所関係の予算が、平成 27 年度は合計で 366 億円と、10 年前と比較いたしますと約 1.7 倍となっております。これは、福岡市の一般会計との比較で申しますと、10 年前は 3% 程度でございましたが、27 年度では 4.68% と、1.6 ポイント増加しております。

右のグラフは、前ページと同様に左の表をグラフ化したものです。

次に 7 ページをお願いいたします。先ほど副市長のご挨拶でもありましたとおり、子ども・子育て支援新制度が 27 年度からスタートしておりますが、これについて少しご紹介させていただきます。子ども・子育て支援新制度は、社会保障と税の一体改革の一環と位置づけられておりまして、全ての世代で安心感と納得感の得られる、全世代型の社会保障への転換を図ることを目的に、少子化対策にも消費税の増税分が充てられます。こちらの消費税増税分のうち約 0.7 兆円を使いまして、子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進、充実が掲げられ、待機児童解消などを充実させていくこととなっております。

次ページは新制度の概要です。子ども・子育て支援新制度につきましては、平成 24 年 8 月に成立いたしました、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連 3 法に基づく制度で、今年の 4 月から実施しております。新制度の目的といたしましては、質の高い教育・保育の総合的な提供、また保育の量的拡大、教育・保育の質的改善などが挙げられております。

9 ページをお願いします。新制度における主な変更点です。まず、保育の必要性の認定、いわゆる支給認定についてでございますが、新制度では、保育所を利用されたい場合は、市町村が保育の必要性を認定することとされ、その中で新たに保育の必要量を認定することとなりました。図をごらんください。平成 26 年度までの制度を便宜上旧制度と申し上げますが、この旧制度では、保育所における保育時間は一律で 8 時間とされておりましたが、新制度ではフルタイム就労を想定した保育標準時間、11 時間保育と、パートタイム

就労を想定した保育短時間認定、8時間認定の二つに区分されております。

10ページをお願いします。保育所運営費の充実です。新制度の実施に当たりまして、保育の質の改善を実現するため、従来の保育所運営費が充実されております。主な内容として、まず保育標準時間認定への対応として、11時間保育を提供することとなりましたので、常勤保育士1人分、それに非常勤保育士1日3時間分の人件費が追加されております。次に、職員が研修を受けるための代替要員の人件費、また3歳児に対する保育士配置を充実した場合の加算、職員の処遇改善の内容などが充実されているところです。

大きな構成の2番に入ります。保育所の運営と保育士の処遇についてです。

12ページをお願いします。まず保育所の開所日及び開所時間についてですが、保育所は、開所日が、祝日と年末年始を除く月曜日から土曜日、開所時間は、旧制度では、延長保育を実施している保育所では月曜日から金曜日は7時から18時、土曜日は7時から16時までとなっておりました。また延長なしの場合は、7時半からそれぞれ18時、土曜日は16時となっておりましたが、新制度では、延長のあり・なしにかかわらず、月曜日から土曜日まで7時から18時までの開所となっております。夜間保育所については、特に変更はございません。

13ページをお願いします。保育所の設備や運営の基準は、国の基準を踏まえ市の条例で定めております。主な内容は、施設基準については、児童1人当たりの部屋の面積基準があるほか、保育士等の職員の基準として、児童の年齢ごとに、例えば表をごらんいただきますと、乳児で子ども3人につき保育士1人という配置基準を定めております。またこれに加えて、欄外の米印をご確認いただきたいのですが、保育所運営費で積算されている保育士を配置する必要がある、こちらを加配保育士と呼んでおります。このほか、保育内容等について運営基準を定めております。

14ページをお願いします。保育士の配置基準につきまして、算定例、これは定員90人規模を想定しておりますが、こちらで必要な保育士を算定しております。表の最低基準の部分が、条例で定める配置基準に基づく保育士数で、ごらんのとおり、それぞれ歳児別に入所児童数で算出したものを小数点で四捨五入し、こちらの小計で10人となります。最低基準に加えて、保育所運営費で算定されている加配保育士が3人必要ですので、合計で13人の保育士が必要となります。なお、欄外に記載しておりますとおり、保育所運営費には、先ほど充実分としてご説明させていただきました、休憩や研修の代替等のため、

保育士雇用費が別に算定されております。

15ページをお願いします。保育士の処遇について、こちらからご説明させていただきます。まず保育士を取り巻く状況ですが、国において、平成29年度末まで、国全体で必要となる6.9万人の保育士を確保するため、この1月に保育士確保プランが策定されております。その中では、保育士試験の年2回実施の推進、また保育士に対する処遇改善の実施などが新たな取り組みとして挙げられております。福岡市におきましても、待機児童解消に向けて保育所の定員を増やしているところで、保育士の確保が重要であり、対策に取り組んでいるところです。

16ページをお願いします。福岡市における保育士の状況ですが、まず、保育士の資格をお持ちになっていますが、保育所等に勤務されていない方——潜在保育士は、福岡市内に約1万600人いらっしゃるかと推計しております。また、保育士資格を取得することができる大学、短大など、保育士養成施設の卒業者の状況は、平成25年度をご確認いただくと、卒業者のうち保育所への就職者数が4割、そのうち市内保育所へ就職される方がさらに半数となっております。

17ページをお願いします。この表は、市内の私立保育所における保育士の状況をお示ししたもので、平成25年度は、離職状況が、正規職員で2人、非正規で3人、合計で5人と、1年のうちに18.3%が離職されています。

18ページをお願いします。福岡市が実施している、保育士確保の取り組みについてご説明いたします。まず平成25年度に、保育士・保育所支援センターを開設し、就職相談やあっせんを実施しておりますが、この2年間で、約400人の保育士の就職につながっております。また、福岡市保育協会と連携いたしまして福岡市内や近隣の保育士養成施設を訪問し、情報交換やPRを行っております。その中で保育士の処遇に対する意見をいただいております、枠内のように、仕事内容、時間の制約に対して給与が低い、一般企業との賃金の差がある、非正規雇用が多いなどが挙げられております。

19ページをお願いします。保育士の処遇等の状況についてご説明いたします。保育所に勤務する保育士の勤務形態は、大きく常勤と非常勤に分けられます。常勤の中には、いわゆる正規職員である保育士が含まれますが、全国の統計がございませんで、福岡市の状況だけ記載させていただいております。まず、常勤保育士、それから非常勤保育士の割合を見ますと、全国も福岡市も8割弱が常勤保育士となっております。福岡市は、正規保育士の割合が保育士全体の5割強です。

20ページをお願いします。保育士の給与についてですが、まず全国の状況です。右から二つ目の欄をごらんいただきたいんですけども、全国の保育士の月額給与は25万7,000円で、全職種に比べて10万円以上低い数字となっております。これは勤続年数の違いも影響しているかとも考えられますが、保育士と同程度の勤続年数となっている看護師と比較いたしましても10万円近い差がございます。

次に福岡市の状況を記載しておりますが、ここで1点訂正をさせていただきます。福岡市の正規保育士の状況といたしまして、米印4に期末勤勉手当等は、期末勤勉手当額「給与額」の3.95月分と記載させていただいておりますが、ここは、済みません、「本俸額等」とさせていただきたいと思います。修正をお願いします。

引き続きご説明させていただきます。福岡市の状況は、市が把握しておりますのが正規保育士の状況ですので、多少上の全国の状況とは処遇が変わってはおりますけれども、こちらで比較させていただきますと、全国の保育士の数字に比べますと5万円程度高くなっております。しかしながら、全国全職種に比べるとまだまだ低い金額です。

21ページ以降は、私立保育所の収支構造をご説明させていただきます。

まず大まかに収支をご説明いたしますと、22ページにあるように、収入の大部分を保育所運営費が占めております。また、延長保育など各保育所の事業内容等に応じて補助金が交付されます。支出につきましては、通常の保育に係る支出は、人件費、事務費等の管理費、給食材料費等の事業費に分けられ、これらは運営費で賄われます。補助金収入分については各事業の事業費として支出されております。

23ページをお願いします。保育所の主な収入である保育所運営費は、保育の実施を委託した私立保育所に対して支払う児童の保育に要する費用で、国が定める基準により算定されております。費用については基本額と加算で構成されております。左に旧制度、右に新制度を掲載しております。新制度で加わったものは赤で記載しておりますが、従来の基本額は、地域、定員、年齢区分に応じた単価で、新制度では、保育必要量——先ほどご説明いたしました標準時間と短時間の区分も加わっております。さらに、先ほど10ページで説明いたしました、保育の質の改善のための充実分が加わっております。

職員の平均勤続年数に応じて上乘せする民間施設給与等改善費につきましては、右下の小さな囲みに記載しておりますように、平成25年度から新制度の先取りとして実施されました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金については、新制度では、さらに改善率が充実された処遇改善等加算とされております。加算については、旧制度では10種類だった

のが、新制度では、処遇改善等加算のほか休日保育加算などが加わっております。

24ページをお願いします。先ほどご説明いたしました保育所運営費の算定例は、これは国の子ども・子育て会議で使用されている資料になりますが、この昨年度試算いたしました保育所運営費の比較を載せております。前提といたしまして、90人定員のうち、保育標準時間と保育短時間の子どもの割合が7対3といたしますと、左側の旧制度では合計で8,040万円程度の運営費が新制度では9,010万円程度と、970万円程度増額されているところです。

25ページをお願いします。次に事業に対する補助金についてです。こちらは、各補助金交付要綱を根拠といたしまして、延長保育など各種事業を行っている私立保育所に対して、実績に応じて福岡市が保育所に交付する補助金です。国の市町村に対する補助制度に基づきまして福岡市で補助要綱を制定しておりますが、新制度への移行に伴い一部を保育所運営費に組み込むなど国においても国庫補助制度の変更を行っており、これを踏まえ福岡市においても補助制度の整理が必要とされております。

26ページにその主なものを記載しております。一覧表をごらんいただきますと、まず、一時保育事業、障がい児保育事業につきましては特に変更ございません。延長保育促進事業につきましては、11時間の開所を超えて1時間から4時間の延長保育を実施される延長保育事業と、この延長保育事業を実施する保育所において11時間の通常保育時間の保育士の配置の充実を図る事業の延長保育推進事業とに分かれております。上の段の延長保育事業につきましては、新制度において変更はありませんが、延長保育推進事業については、12ページでご説明いたしましたとおり、保育所は11時間開所が基本となりましたので、23ページの保育所運営費の基本額に組み込まれた形となっております。休日保育事業につきましては、保育所運営費の休日保育加算とされ、また、次の保育士等処遇改善臨時特例事業についても、23ページでご紹介させていただきましたとおり、保育所運営費に組み込まれております。

次に27ページをお願いします。福岡市保育協会補助金についてです。私立保育所職員の処遇改善、資質の向上、保育所運営の円滑化を図ることを目的に、市が独自に補助金交付要綱を定め、福岡市保育協会に対し補助金を交付しております。保育協会は、市の交付基準に基づきまして、補助金を私立保育所に配分するとともに、一部を直接執行しております。

下の表に項目を記載しておりますが、協会が直接執行するものとしたしましては、保育

協会の人件費や事務費など運営に要する費用の補助と、保育所職員に対する研修実施に係る費用の補助がございします。また、保育協会を通じて各保育所に配分するものとしたしましては、長時間保育手当や初任給調整措置費など保育所職員の処遇改善、資質向上に要する費用の補助、パート調理員雇用費など入所児童の処遇改善に要する費用補助、また退職共済掛金など私立保育所の運営に要する費用の補助がございします。

次ページに、参考といたしまして、福岡市保育協会の概要を記載させていただいております。名称は一般社団法人福岡市保育協会とございまして、設立目的は、市内の民間保育所の振興と円滑な運営を図ることにより児童福祉の増進に寄与することです。主な事業は記載のとおりです。設立は昭和45年で、その後、平成24年に一般社団法人となっております。会員は、市内の保育所の施設長または設置者の代表者で、現在市内の全ての民間保育所が加盟されております。

次ページをお願いします。表に示しておりますのは、福岡市内の私立保育所の平成25年度決算の状況です。市内の保育所は、平成25年度末で182カ所、1園当たりの平均定員数は145人です。収支状況については、事業活動収入計1億5,461万円のうち、延長保育の利用者負担額など利用料収入が242万円、運営費収入が1億3,159万円、延長保育事業など経常経費補助金収入が1,564万円、その他収入が176万1,000円、国庫補助金等特別積立金取り崩し額が319万円程度となっております。また、事業活動支出計におきましては、支出の総額につきましては1億5,085万円、そのうち人件費につきましては1億1,010万円、事務費につきましては1,265万円、事業費につきましては2,078万円、減価償却費につきましては729万円となっております。事業活動収支差額は376万円、事業活動外収支差額は143万7,000円となっております。これらを集計いたしまして、経常収支差額が520万円です。

右に事業活動収入に対する事業活動支出の各項目の比率を示しておりますが、人件費比率が71.2%、事務費比率が8.1%、事業費比率が13.4%、減価償却費比率が4.7%となります。また、各園の収益性を見る上で基本となる経常収支差額率は3.36%です。

福岡市は、建てかえ時期を迎えている保育所も多く、また待機児童等への対応のため、平成21年度から積極的に既存の保育所の増改築に取り組んでおります。このため、当該年度に増改築など施設整備を実施した保育所については経営状況に大きく影響が出るため、参考といたしまして、施設整備を実施した保育所と未実施の保育所に分類した収支差額率を記載しております。実施した保育所は1.14%、未実施の保育所は4.08%となって

おります。

次ページは繰越金の状況です。先ほどご説明いたしましたが、保育所では一定の留保金が生じており、保育所は、この留保金を施設整備などのために積み立てるなどして、翌年度以降に繰り越すこととなります。本市においてはこの留保金の状況を保育協会補助金の減額を行うため把握しており、当期末支払い残高と積立金の合計額をもって累積繰越金と位置づけております。

上の表の累積繰越金の推移のうち、総額は平成19年度から24年度まで一貫して増加しているものの、1保育所当たり累積繰越金額については平成22年度をピークに減少傾向にあります。これは先ほど29ページでも少しご説明させていただきましたが、参考2をごらんいただきますと、平成21年度以降福岡市では、待機児童解消に向けて新築や増改築等の施設整備を積極的に進めており、24年度では増改築や内部改修を行った保育所が25施設、25年度では同様に34施設が施設整備を行ってきたためと思われます。

また、参考1に、上の全保育所分のデータを、平成19年度から施設の改修や増改築を行っていない園、それから、その間に新築したり増改築を行いました保育所とに分けてみると、整備を実施した保育所については、平成25年度末の1保育所当たりの累積繰越金が3,860万円、また未実施の保育所では一貫して増加傾向にあり、6,520万円程度となっております。

次のページをお願いします。本日は、社会保障審議会福祉部会委員でございます、松山委員がお越しですが、僭越ではございますが、私から引き続きご説明を少しさせていただきます。

まず、社会福祉法人制度改革の動向です。平成18年6月に行われました公益法人制度改革において、財団法人については一般と公益に分かれるなど制度改革が行われましたものの、社会福祉法人制度については未着手でした。昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、保育事業等における経営管理の強化が位置づけられており、翌7月には、社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書がまとめられております。これらを受け、社会保障審議会福祉部会報告書が、この2月にまとめられております。

この中で、社会福祉法人の今日的意義といたしまして、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、地域社会に貢献していくこととされております。また、この役割を果たすためにも、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められ、率

先して職員の処遇改善や労働環境の整備に取り組むことが求められているとされております。

次ページをお願いします。こうしたことから、見直しの方向といたしまして、公益性、非営利性の徹底、国民への説明責任、地域への貢献の三つが挙げられ、具体的には図の右になりますけれども、地域や利用者の意見を聞く運営協議会の設置など「経営組織のあり方」、定款や役員報酬基準などの公表を義務化するなど「運営の透明性」、適切な役員報酬を法人が定め公表を義務化する、また親族など利害関係者との取引内容を公表するなど「適切かつ公正な支出管理」、「地域における公益的な取り組みの責務」、内部留保のうち土地など事業に必要な財産以外は全て福祉サービスに使用するなど、「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」が挙げられております。また、所轄庁による指導監督の強化によりこれらを十分に機能させるよう報告書はまとめられております。

最後の33ページをお願いします。この報告を受けまして国においては、この4月に社会福祉法等の一部を改正する法律案が国会へ提出され、現在審議が行われております。内容といたしましては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、いわゆる内部留保の明確化や社会福祉事業への計画的な再投資など財務規律の強化、地域における公益的な取り組みへの責務、行政関与の在り方を柱としたものとなっております。

長くなりましたが説明は以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました内容につきまして審議を行いたいと思います。なお、先ほど事務局からもありましたけれども、協会補助金それ自体については第2回で詳しく説明した上で議論をしまいたいと存じますので、その点を委員の皆様にはご留意をお願いします。

また、11時20分ごろをめどに質疑や協議を行った後に、保育士会の方に保育士の処遇についてのご意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、ただいまのご説明について、ご質疑をどうぞお願いします。どなたからでも結構です。どうぞ。

【櫻木委員】 櫻木です。

5ページの、福岡市の保育所入所状況の推移の表について1点教えてください。上の保育所定員数のbよりもdの入所児童数が多くなっているんですけども、これはどういった状況なんのでしょうか。例えばどういうケースなんのでしょうか。定員の枠を超えて保育所が

自由に入園させている事例と理解してよろしいのでしょうか。

【針塚委員長】 どうぞ、お願いします。

【こども未来局】 認可上の定員というのはもちろんございまして、こちらが定員数になっております。13ページをご確認いただきたいんですけども、施設の規模に応じて、認可基準を超えて保育士の手配ができる、それから施設の広さが賄える等、基準を満たした場合は、その認可定員にかかわらず子どもを預かることができます。この制度を円滑化と申しておりますが、このため、各保育所にご協力いただきまして、待機児童対策の一環として、預かれる分預かっていただくようにしていただいているところです。

【針塚委員長】 よろしゅうございましょうか。

【櫻木委員】 ありがとうございました。

【針塚委員長】 その他、どうぞ。お願いします。

【上田委員】 上田です。よろしくお願いします。

私は、質問というか意見なんですけども、私も子どもが保育園にずっとお世話になってきました。保育園の先生方を見ていると、若い先生方はわりと早目にやめていかれる先生方がとても多いなど。続けられる先生方は、保育園を終わった後に遊びに行ってもいらっしやったりするんですけども、保育園の先生、ほんとうに若い先生が一、二年でやめていかれる現状があると思います。

私も、お友達とかも含めて、保育士の資格を持った方をたくさん知っています。今回は博多すすくネットのボランティア団体代表ということで来ていますけども、福岡のファミリー・サポート・センターのアドバイザーもさせていただいております。ファミリー・サポートの預かる側の提供会員に登録されている方には、保育士の資格を持っている方がとても多いんです。なぜ保育園に行かれないんですかと聞くと、保育園は大変と、体がもたないと、給与的にも普通のパートに出たほうが、まだ時間的にもゆっくりできると言われる方が多いんです。せっかく国家資格を取られているのにこれをうまく利用できない、せっかく勉強されているのにきちんとした場所で使えないというのがとても残念だなと常日ごろ思っています。

ファミリー・サポートで、ボランティア団体として保育士の有資格者の方が託児をされているんですけども、時給計算をすると600円から700円、多くても760円ぐらいまでの間で、ボランティアとしてお子さんを預かっていただいております。大変だけど、子どもが好きだから、仕事としてはきついんだけども、ボランティアとしてだったら何と

かなるし、子どもとかかわりたいんだ、そういう思いの方がたくさんいらっしゃいます。

今働いていらっしゃる先生方、ほんとうに頭が下がる思いです。休日保育で福岡市内の保育園にお迎えに行くこともあります。そうしたら、ほんの五、六人のために、先生方は、朝早くから夜ぎりぎりの9時もしくは10時まで保育園をあけてくれています。1人のお子さんのために、先生方は一生懸命やってくれています。そういった先生方の姿をもっと市の職員の方々にも見ていただいて、先生方の処遇を何とか改善してください。福岡市には、1万600人ですかね、保育士有資格者の方がいらっしゃいますので、できればこの方々が、保育士にまた戻りたいなと思える環境をつくっていただけたらなと思います。

私の子どもたちは、高校生ぐらいになっても保育園に遊びに行きます。それはきっと保育園が楽しいところだったからだと思います。そうでないと高校生になってわざわざ保育園に行かないと思います。この間は同窓会がありました。小学校6年生、中学校1年生、高校1年生になった子たちを保育園が呼んでくださいました。高校1年生になった子たちが二十数名、みんなその日に合わせて来てくれました。そこで先生方からお話をしてもらって。

でも、「あの先生は?」「やめちゃったんだよね」と。子どもたちにとって悲しい状況だと思います。いてくれることが子どもたちの支えにもなりますし、地域の支えにもなると思いますので、ちょっと長くなりましたが、そういったところをもう少しご理解いただいて、処遇の改善をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【針塚委員長】 ご意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。どうぞ。

【甲木委員】 甲木と申します。

今の上田委員の意見に関連するような質問になると思うんですけども、17ページで、保育士の離職状況が書かれてあるんですが、ここにある離職者の意味合いが、保育士としてほかの保育園に移られるという方も入れた数字なのか、純粋に保育士をやめられた方、ほかの保育園に移ることのない人数なのか、そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

【針塚委員長】 よろしいでしょうか。お願いします。

【こども未来局】 こちらの離職状況の数字ですけども、あくまでもその保育園を離職された方なので、ほかの園に移った方もおられると思いますし、結婚等で退職なさった

方、あとは雇用期間の定めのある臨時の方であれば雇用期間満了、転居による退職、いろんな場合がございます。

【針塚委員長】 よろしいですか。

【甲木委員】 はい。

【針塚委員長】 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、浏野委員。

【浏野委員】 今のに関連してしまうんですけれども、その離職状況の中の26年度、直近ですけれども、その辺の数字はどのようになっているのでしょうか。それを一つ聞きたいのと、できたら、離職状況の中の先ほどの説明が数字であらわれるといいかなと。例えば、福岡市内で転職をして、実際はいろいろな保育園に移っている、でも保育士の仕事をやめたわけではないという数がここにあると、保育士の夢を捨てたわけではない人たちの数字も多少見えると思いますので、その辺は少し欲しいと思います。

【針塚委員長】 いかがでしょうか、そのデータの。難しいところかもしれませんが。

【こども未来局】 26年度の数字をとということですが、26年度は、正規職員の年度末退職者が419名、それから賃金職員が561名、計980名となっております。

ほかの保育所に移られた方等の数字は持ち合わせておりません。申しわけありません。

【浏野委員】 それがあると、もうちょっと具体的な現場の状況がわかると思いますので、そういうことができるのであれば、次回それを入れていただけると助かります。

【針塚委員長】 ありがとうございます。退職のときの理由とか一応あるんじゃないかと思います。それもなかなか難しいと思いますが。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、先生。

【木村委員】 木村です。よろしくお願いします。

先ほど何人かの委員の方々から、保育士の処遇等々についていろいろ質問等出ていますが、私もそれに関連してです。保育士の処遇状況、賃金については細かく出ていますが、仕事を続けるには、もちろん賃金も重要ですけど、それ以外の労働条件等々もかなり重要になってくると思います。例えば、19ページですかね、正規保育士は期間の定めがない方だということですけど、それ以外の常勤保育士の契約期間というのは何年なのか、あとは、ほかの保育士の給与以外、例えば週当たりの労働時間、あとは休日が何回とれるか、延長保育で深夜、夜間どのくらい勤めているか、そういった労働条件、休日等々についても、できればデータをいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

【針塚委員長】 何かそんなデータはありますか。労働条件といいますか、勤務形態と

いいですか、内容について。

【木村委員】 あと、長く続けるのであれば、保育士は多分圧倒的に女性の方が多いと思うので、例えば育児休業が取得できるかどうか、取得した後に復職できるかどうか、そういうものもあったら幸いです。

【針塚委員長】 もしおありだったら、後でも調べておいていただければ。労働形態というか、そんな見方です。全般的には捉えられないのかもしれませんが。いかがでしょうか。

【こども未来局】 可能な範囲で、次回に整えたいと思います。申しわけありません。今手持ちがございません。

【針塚委員長】 木村委員さん、次回でということによろしゅうございますか。

【木村委員】 はい。

【針塚委員長】 じゃあ、ほかにいかがでしょうか。どうぞ、先生。

【松山委員】 今のお話の続きになりますが、保育士さんの処遇の改善というときに、先ほどお話があったように、給与の面とそれ以外の部分があると思います。給与の面でいうと、20ページに福岡県の保育士の月額給与が26万8千円と示されており、これをどのくらい引き上げたらどのくらいの効果があるかという議論はあるかと思います。その一方で、看護師がこれよりも約10万円高い36万円もらっていますけれども、ご承知のとおり看護師も資格を持っていながらやめる方がたくさんいて、それが大きな問題になっています。したがって、単純に給与を上げれば保育士の確保ができるかというのと、そうではないだろうと考えます。むしろ、木村委員がおっしゃったように、給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みをもっと行う、そのためにお金を使うほうが、私は効果が高いのではないかと考えています。

もう一つ市の方に教えていただきたいのは、6ページに、福岡市の保育所関係予算の推移ということで、市も力を入れて予算が増えていますけれども、今後、例えば5年とか10年を見たときに、この予算をどうしようというお考えが今あるのかどうかを教えていただきたい。市としてもこれぐらい増やすことを考えているというようなことを教えていただければと思います。

【針塚委員長】 どうぞ。

【こども未来局】 総額として計画的にこれだけ増やしたいというような数字は、持ち合わせておりません。ただ、確実に待機児童対策などに取り組んでいきたいと思っていますので、一定程度、保育所の運営費、それから施設整備費等については着実に増えていく

だろうと想定しております。

【針塚委員長】 松山委員、よろしゅうございましょうか。どうぞ。

【松山委員】 今そういう質問をしたのは、この委員会の目的というのは補助金のあり方をどうするかというのが中心だと理解しており、市の大枠での考え方が、多分我々の意見を相当左右するように思われるからです。

【針塚委員長】 いいですか。

【事務局】 今、松山委員の発言で、福岡市として補助をどうしたいのかという話でした。それについては、先ほど申しましたように、２回目で、具体的な補助金の考え方について双方から述べていただきたいと思います。委員がおっしゃられたように、もう少し、ミクロの補助金ではなくて、子ども施策としての大きな方向性みたいなものも、できましたら次回ご説明を差し上げたいと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【櫻木委員】 今おっしゃいました今回の補助金の方向性についてなんですけれども、その際にお願ひしたいのは、子ども・子育て支援新制度に移行した後の単価と、今度は基本的には運営費に移行するわけなんですけれども、それ以外の補助があるわけなので、その補助のほうをどういうふうにするか、支援新制度との関係でどのように移行しようとお考えなのかということもあわせてお願ひしたいと思います。

【針塚委員長】 ありがとうございます。次回の補助金の議論のところの資料のあり方について今ご質問いただきました。

どうぞ、先生。

【松山委員】 今のはマクロの質問だったのですが、ミクロの観点で言うと、29ページに、1保育所当たりの平均の収支構造が出ています。一番下の経常収支差額、一般企業で言う経常利益というか黒字額ですけれども、これよりも常に経常経費補助金収入が大きいのです。これは、おそらく全国共通と言える保育所の収支構造です。これは何を意味しているのか。単純に考えると、保育所の黒字額の源泉は全て補助金、税金だということです。保育所を経営する社会福祉法人が持っている現預金はその黒字から蓄積されたものです。つまり、貸借対照表に記載されている現預金の源泉も100%税金なのです。

そうすると、補助金政策を考えると、市の資料の30ページに書いておられますけれども、今たまっているお金、福岡市で保育所を営む事業体にたまっているお金全体も含

めて、将来どうやって市民のために使っていくかということも考える必要があるのです。

そういう意味で、1点質問させていただきたいと思います。一般論として、社会福祉法人が営む保育所というのは1法人1施設になっているケースが多いようです。そこで福岡市の場合、182カ所の中で1法人1施設のところと複数施設持っているところで、どのくらい事業体の構造が違ってくるのかを教えてくださいたいと思います。

【針塚委員長】 今のご質問、わかりますでしょうか。データはありますか。

【こども未来局】 福岡市内の保育所数、27年現在で185ありますけれども、法人数が161です。ですので、おっしゃっているように、ほぼ1施設1法人という状態です。複数施設お持ちのところ、それから市外で福岡内に施設をお持ちのところ、それから国所管の法人で県外に施設をお持ちのところを合わせて23法人ございます。

以上です。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。どうぞ。

【松山委員】 私ばかり発言して恐縮ですが、私のところに、社会福祉法人の職員の方々が意見交換に来られます。彼らによれば、1法人1施設だと、自分がそこに就職しても、将来、施設長になれるわけではない、人生設計が描けないというのです。そこで、多数施設を持っている規模の大きな事業体、例えば株式会社の保育所に就職すれば、最初は保育士として現場で苦勞するわけですが、いずれ経営部門でいろんな勉強もできる、人生設計を考えたりする機会があるということなのです。福岡市の場合は、株式会社系の保育所というものはあるのですか。それに対する考え方というのはどうなっていますか。

【こども未来局】 福岡市の場合、現在は株式会社立の保育所はございません。ですが、ご承知のとおり、児童福祉法の改正で、一定程度、計画量を満たさない場合は認可するものとするというふうになっておりますので、今後は認可審査の対象になってくると思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

【松山委員】 はい。

【針塚委員長】 どうぞ、納富委員さん。

【納富委員】 納富です。中小企業の経営者として、保育士さんの処遇ということなんですけれども、この20ページで見る限り、全国の就労人口の80%は中小企業で勤務しているということなんですけれども、ここの全職種というところに12.1年という。だか

ら、これは保育士さんとの相互の対比というか、ある程度の中小企業での職種の同等対比の数字があると、もっと見やすいと思います。

それで、給料を上げれば処遇環境、職場環境がよくなるという部分と、心のケアや保護者とのいろんなあつれきだとか、それに関する心のケアの部分とか、総合的な処遇というか、そういう職場環境についてもっと検証していく必要があるのではないかなというふうに感じました。

【針塚委員長】 ありがとうございます。先ほどから、労働環境といいますか、職場環境についてはご意見いただいています。

【上田委員】 そのことに関して。納富委員が言われたことなんですけれども、今、すごく悩んでいるお母さん方が多くて、精神的に重いものを持ってあるお母さんが以前に比べてとても増えたのではないかなと思われます。そういったお母さん方と日々接する保育士の先生方はとても大変だと思います。

躁鬱病などで日によって態度がお母さん方も違う。それによって子どもたちも態度が違う。そういったところを全て配慮しながらになりますけれども、長時間お預かりすることになれば、その分、負担も増えますし、先生方の心の病——学校の先生たちも心の病で倒れる先生が多いと新聞でもよくありますけれども、保育士の先生方こそ、毎日、朝と晩、お母さん方、保護者の方に会われますので、そのたびにいろいろなことをお母様方が言われたりとかもすると思います。その先生方の心のケア。

まだ保育士で勤められていない方の相談センターはできているということでありますけれども、今働いている保育士の先生方が相談できる場所、第三者に相談できて、処遇——心のこととか勤務の条件、この条件に全部当てはまっている先生は、もしかしたらいないんじゃないかな、家に持ち帰って製作をされたりされている先生方もたくさんいらっしゃると思います。そういった先生方の心の声というか、日々悩んであることを聞けるような相談機関もぜひつくっていただけたらと思います。そういった相談機関、保育士の先生だけじゃなく、幼稚園の先生方、いろんな職種があると思いますけれども、まずはこの業務にとりかかる前に、先生方の生の声を聞ける場をつくっていただけたらなと思います。

意見ばかりで申しわけありません。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【湊野委員】 話が少し違ってきますけれども、4ページをごらんいただくと、福岡市

が預かっている子どもたちの教育、保育を保障するということは、その市で子どもたちがいい教育を受けて、いい人材を育成して、この市を支えるいい人間に育てていくという大きな目的が、どこの事業者も含めてあると思います。人材育成の面の教育、保育の機会均等ということを考えるときに、社会福祉法人の話がもちろん中心なんですけれども、学校法人や宗教法人、その他1園、また公立もあるんですが、ここの部分の補助金はどうなっているのでしょうか。均等に平等にそういった手当てがされているのか教えてください。

【こども未来局】 特に変更はございません。ただ、国の補助金の制度上、施設整備補助につきましては社会福祉法人のみになっておりますが、ほかの一般的な事業費補助につきましては変わりません。

【湊野委員】 それは福岡市独自で補助を出しているということで認識していいんですね。

【こども未来局】 はい。全ての保育所が保育協会に加入されておりますので、そちらのほうでお支払いしております。

【湊野委員】 わかりました。ありがとうございます。

【針塚委員長】 よろしゅうございましょうか。

【湊野委員】 はい。

【針塚委員長】 ほかにいかがですか。どうぞ、先生。

【甲木委員】 甲木です。質問になるんですけれども、23ページに保育所の運営費の関係の記載があるんですが、次回、補助金ということなんで、ここについては今日はまだやりとりしないほうがいいのかと思ひまして、質問なんですけれども、単価の積算上の内訳で、基本額として、従前の旧制度のところに入件費に関して約81%と書いてあるんですけれども、これは新制度も同じような割合という形でよろしいのかということと、これは国の基準として決まっているもので、特に市として独自で決めているものではないという理解でいいのかということが1点。

それと、これは関係すると思うんですが、結局、長く勤めれば定期昇給だとかで人件費が上がっていく。この割合で運営費が払われるということになれば、人件費が膨らめば膨らむほど、それぞれの施設のほうが負担する人件費が増えるという関係に多分なって、その穴埋めをするようなものが、その下にある職員の平均勤続年数に応じた基本額への上乗せなのかなと思うんですけれども、それはある程度、人件費の負担の増加部分を埋め合わせるぐらいの給与等改善費が以前も出ていて、今回の新制度でも出ているというふう

に理解していいのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【針塚委員長】 よろしゅうございましょうか。お願いします。

【こども未来局】 23ページの単価の積算上の内訳につきましては国の試算によるものです。今回の試算につきましては、国のほうも、保育標準時間認定と短時間認定の比率によって変わるというふうに言っておりまして、それが基本額の中で常勤保育士1人分、非常勤保育士の1日3時間分に当たるんですが、この割合によって少し変わりますので、私どもでは、ここの試算は今日は差し控えさせていただきたいと思います。

それと、民間施設給与等改善費につきましては、おっしゃるとおり、保育士さんの平均勤続年数に合わせて基本額に上乘せしていまして、新制度でさらに勤続年数、今まで10年が限界でしたけれども、12年分まで上がっておりまして、さらにまた率も上がってきているところです。

以上です。

【針塚委員長】 甲木先生、よろしゅうございましょうか。

【甲木委員】 はい。

【針塚委員長】 ほかにはよろしゅうございましょうか。もしないようでございましたらば、ちょっと早いようですが、保育士会の方がお見えになっておりまして、そちらのご説明も伺いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それではお席をお移りいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。お座りになっていただいて結構です。

それでは議事の二つ目、保育士の処遇についてということで、福岡市私立保育士会の皆様方においでいただいています。そちらからご意見いただきたいと思います。

保育士会の皆様方のご発言は、おおむね10分程度でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【福岡市私立保育士会】 おはようございます。福岡市私立保育士会副会長をしております安藤と申します。平成元年から南区の筑紫ヶ丘保育園に勤めておりまして、ただいま主任保育士をしております。大変、緊張しておりますが、先ほども上田委員さんから勇気をいただきましたので、委員の皆様には保育士の実態と私たちの思いを一緒にお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

まずは、会の紹介をさせていただきます。

福岡市私立保育士会というのは、全国保育士会とつながる福岡市保育士会の大半を占め

て、中心となって運営しております会です。会員として、市内の全ての認可保育園に所属した保育士、給食職員、3,584名が登録しています。

福岡市私立保育士会は、福岡市保育協会と連携し、ご支援いただきながら、福岡市の子どもの最善の利益を願い、保育士の専門性の確立と資質の向上、子育て文化の再構築を目指し、研修や情報の共有を中心に活動しております。

それでは、内容に入らせていただきます。

初めに、あまり知られていない保育士の使命と役割についてお伝えできればと思います。

よく周りの皆さんから、お子さんが好きで保育士になったのでしょうか、たくさんのお子さんのお世話は大変ですねって言われますけれども、実は私たちの仕事は子どものお世話ではありません。けがをしないように遊ばせるだけの仕事でもありません。確かに、けがや事故がないことが大原則ですが、それと同時に、変わらない重要な仕事があります。私たちがお預かりしているのは、ゼロ歳から6歳までの就学前の人間形成の根っこが育つ重要な時期のお子さんです。その子たちが将来どのような生き方をするのか、どんな人間に育つのかは、私たちの行う保育にかかっています。ひいては、これからの福岡市を背負う子どもがどう育つかは、ゼロ歳から6歳までの就学前の保育がどのように行われるのかにかかっていると言っても過言ではありません。

私たち保育士は、さまざまなことを乗り越えていく強い信条や、これから生きていくために必要な意欲、チャレンジしてみようとする態度、そして友達をつくったり、助けを求めたりするコミュニケーションのとり方など、科学的知識と実践値によって、どのような遊びや活動の中でそれが培っていきけるのかを考えて保育しております。

保育所保育指針に基づき、園の方針に合わせて、年間、月間、週の計画を立て、日々の評価、反省を日誌に記録するなど、日々の保育の振り返りをしながらPDCAサイクルの中で保育を実践しています。

また、子ども一人一人の育ちを考え、特に個人差の大きいゼロ歳から3歳未満のお子さんや障がいを持つお子さんに対しては、一人一人に月の計画や目標を立てて、日々、個人記録をつけながら成長を把握し、自分たちのかかわりを評価して、次の保育につなげていきます。

つまり、保育園の保育という仕事は、子どもたちが安心、安定した心で毎日過ごせるようにし、これからの人生を豊かにするための養護と教育を行う崇高な仕事です。私たち保育士は、子どもの今だけでなく、その子が将来どのように生きていくのかにも心を砕く仕

事です。誰にでもできる仕事ではありません。

各園では、保育の質を保障するために、夜、勤務時間外や園によっては休日を返上して園内研修を毎月行い、学び合っています。このような使命を持って保育に当たっているからこそ、福岡市の保護者が安心して働けるという社会的意義や子育て支援的意義を私たちが果たせていると思っています。私たち保育士が福岡市の保護者の就労支援を行っているのです。

次に、難しくなる子育て支援の内容についてです。

先ほど、子育て支援と申しましたが、子どもの育ちを支えるとともに、保護者の子育てを支えるのは、さらに保育士の専門性を必要とする仕事です。核家族化を代表とする社会の変化によって、保護者の子育て力はほんとうに低下しています。私たち保育士を信用し、中には育児や生活の不安から過度な要求をしてしまう保護者もいます。さらには、厳しい社会の中で精神疾患を患う保護者や生活に困窮しながら時間的、心理的にも余裕のない保護者も増加傾向にあります。

私たち保育士は、こうした保護者に対応するためのカウンセリング等の技術を代表とした、これまで以上の専門性が求められ、時間や労力など、保育士としての力量を超えるものが多いのも現実です。しかしながら、一つ一つの園児の様子を保護者に伝え、保護者と子どもをつなぐ保育士の存在は実に重要になっています。温かい信頼関係をつくり、子どもの育ちを保護者とともに車の両輪のように支えていきたいというのが保育士の思いです。

以上のことを考えても、質の高い保育士がいなければ、一体どこで子どもをよりよく健全に育てていけるのかと疑問を抱いていただけるのではないのでしょうか。

次は、保育士の業務の多さと勤務時間を超えてしまう状況についてお話しします。

このように、養護と教育を行い、子どもの将来を支えつつ、保護者の就労を支えるといった重要な仕事である保育をしながら、一方では、園児が快適に豊かに過ごせるように掃除をし、また日々の保育実践を深めるための計画、記録作成、次の日の保育の準備をし、さらには保護者との連携のためのお便り、掲示物の製作など多くの業務を行っています。こうしたさまざまな業務を、園児の安全を確保しながら、常に緊張を強いられた状態でこなさなければなりません。

このように業務が多岐にわたってしまうため、勤務時間内に終わることができないことも多々あります。さらには、朝7時の開所のために6時半から準備をし、勤務を始めますが、16時、退勤時刻が来ても、園児のけがや病気が起こると、保護者への説明のために

残っておかなければならないこともたびたびあります。また、延長保育の勤務は10時出勤と決められていても、園児受け渡しの朝は保育士が1人でも多いほうがゆとりある豊かな保育ができるだろうと知っている私たちは、1時間前に出勤するなど、どうしても正規職員は勤務時間を超えて業務を行ってしまいます。さらには、今年から新制度が始まり、土曜日の勤務が少なくとも2時間増えましたが、保育士不足のために職員の補充もできず、実質上、今まで以上に勤務時間を超えてしまう現状です。園児のモデルとして豊かではつらつとしていなければいけない保育士の心と体が疲弊している現状をおわかりいただけるのではないのでしょうか。

このような緊張を強いられた時間の中で、子どもの人生を背負う責任の重大さや、毎日こなさなければならない業務の多さを何とか乗り越え、子どもの幸せを切に切に願う意識の高い保育士仲間が、変わっていかない処遇や、この仕事を認めてもらえないむなしさから押しつぶされていった姿も、実はたくさん見てきました。

最後になりましたが、福岡市のすばらしさと今回の補助金削減の残念さについて述べさせていただきます。

私たちは、他都市研修などさまざまな県に研修に行かせていただくことがあります。その中で、福岡市の研修体制のすばらしさや、私たちが当たり前だと思っていた福岡市の正規職員8割の努力義務がほかのところにはないということを知り、大変驚きました。福岡市の子育てに対する意識の高さを実感し、感動しました。私は、このように子どもを大切にしている福岡市で保育士をしていることを誇りに思っています。これは福岡市と保育協会がともに手を携えてつくってきたものだと後にお聞きしました。

また、福岡市は、子どもの命を育み、いつも緊張状態で働いている私たち、そして、ほかの専門職より処遇がかなり低い私たち保育士の状況を深く理解してくださり、平成6年度から職員処遇改善のために福岡市独自で長時間保育手当として直接、私たち保育園職員一人一人に届けてくださったこと、ほんとうに感謝しております。そして、今まで長時間保育手当が福岡市のどの保育園職員にも均等にいただけていたことが、福岡市以外から有能なやる気のある保育者を集めていたのではないかと思います。

もし、この補助金がなくなると、今後の福岡市の保育士不足に拍車がかかり、私たち保育士はもっと苦しい状況になるのではと懸念しております。さらに、長時間手当がなくなり、園の裁量という形になると、一人一人にいただけなくなることも考えられ、個人的には、今まで何とか保っていた生活費の毎月の支払いにほんとうに困ります。

今回、補助金が保留になったことで、園によっては保育士の給与が減ったところもあると伺っております。究極のところ保育の質は保育士の質です。福岡市の補助金によって守られていた私たちの処遇に、今後、園によってばらつきが出るということは、福岡市に住む子どもたちの保育に格差が出るということではないでしょうか。

最後になりましたが、大学出身の15年目の保育士は、このような事態を受けて、「そろそろ転職を考えるときですかね」と言っていたという話も聞きました。せっかく経験値を持った有能な保育士が減っていくのは、福岡市の将来を担う子どもたちにあまりにも不利益です。子どもの将来を保障する最後のとりでである保育士の処遇を市で守ってはいただけないでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

それでは、どうぞ、今の保育士会の皆様方に、今、ご意見等についてご質問をいただければと思いますが。いかがでございましょうか。どうぞ。

【納富委員】 私の認識不足かもしれませんが、長時間保育手当というのは一律1万円ということではなくて。長時間保育手当の金額的なことを教えていただきたいと思います。

【福岡市私立保育士会】 そうですね、一律ではありませんで、8,000円、9,000円台から2万円以上になります。その人の経験年数にもよるかと思いますが、大体1万円から2万円以上というふうに聞いております。

【針塚委員長】 それは時給という形で算定されるという意味ですか。一括して来るんですね。

【福岡市私立保育士会】 時給ではなくて、長時間の時間給とは別に、長時間に勤務がわたるので、お疲れさまということではいただいている金額で、処遇の一部の給与としていただいていたもので、時間給ではありません。

【針塚委員長】 今の話では、個人の勤務年数とか等によって、一定、違ってくるといいますか。

【福岡市私立保育士会】 はい。ですから、1万幾らぐらいは、みんな給与が少なくなるというふうに私たちは自覚しております。

【事務局】 済みません、事務局です。長時間保育手当、名称からするとそういうイメージもあるんですが、福岡市から補助金としてお払いするのと、実際に各保育士さんに園

から支払われる実態みたいな話というのは、また2回目のときに詳しくお話しします。今、資料も用意してございませんので、おそらく空でお話をすると混乱をしてしまいます。申しわけございませんが、2回目でご説明さしあげます。申しわけございません。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。どうぞ、先生。

【松山委員】 勉強不足なので、ちょっと教えていただきたいのですが、今日伺った説明だと、国の制度が変わったので、市の制度も連動して、どういうふうにするかを考えるということです。一方、政府は子育てのために財源を増やすと言っているわけですから、保育所が人件費の財源としてもらう金額が減るように思えないのです。それが減ることなのか。

【針塚委員長】 おそらく、その辺も補助金の問題で次回詳しくということだと思いますが。

【事務局】 申しわけございません、事務局のほうから事前のご説明が不足していたかと思えます。

今般、まさに国の制度と市の独自補助金の関係というのが議論の根本になるわけですが、福岡市独自にこれまで出しておりました長時間保育手当という補助金が、国が今回増額をする運営費とそもそも性質が同じなのか、そうではないのか、それは処遇改善のものなのか何なのかということについて、協会様とこども未来局の認識が違って、今回お互いの議論が平行線をたどっています。その認識、それぞれの制度に基づく補助金なり運営費をどのように園が執行するかについて、考え方に相違がございます。これを今、資料等なしでお話しするのは非常に難しいので、その点も含めて2回目でご説明をさせていただけたらと思います。大変恐縮です。

【針塚委員長】 松山先生、どうぞ。

【松山委員】 社会福祉法人改革の議論を2年近くやってきた私の経験で言うと、国及び市の政策として、法人に対して補助金を増やすのか増やさないのかという議論がある一方で、それを職員の方に給与としてきちんと払うかどうかは雇用主である社会福祉法人の経営判断だと思います。むしろ、本日のお話を伺っていると、給与問題は社会福祉法人の経営者の資質の問題ではないかと感じます。だから、補助金の議論をするときは、補助金の額そのものの議論というのもありますし、今ご指摘の補助金の趣旨の問題もあると思いますが、それを受けて最終的には、経営者がどういうふうにするかが最も重要です。

先ほども申し上げたように、保育所を営む社会福祉法人の黒字を見ると、常に補助金のほうが大きい。つまり、差額になっている黒字の財源は100%が税金なわけです。そうすると、何でそれをもっと職員のために使わないのかという議論が出てきます。そういうことも踏まえて議論する必要があるのではないかという気がします。2回目のときに、この点をもっと具体的に議論することを期待しています。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

【事務局】 事務局からですけれど、今おっしゃられた、今日の資料の中にもある累積の繰越金についても、おそらく、2回目ご出席予定の保育協会様のほうから、その必要性等についてご説明があるかと存じます。また2回目によろしくお願いします。

【針塚委員長】 よろしゅうございましょうか。どうぞ、浏野先生。

【浏野委員】 保育所で働いている保育士の皆さんの日々のご苦労については、私も現場で見えてまして、その人たちが給与で一生懸命働いているのか、それとも子どもたちの幸せのために働いているのかについては、もちろん個人差があると思います。

ただ、いろいろ言っても国の新制度がスタートしたことは事実でありまして、この新制度の補助金の部分と、それから今問題になっていることとの重なっている部分、それがどういうところにあるのかを次回、具体的に出していただくのが一番大きいだろうと思っております。新制度というのがややこしくて、ペーパー見てすぐにわかるようなものではありません。現場でも、ほんとうに今、大混乱しながら、私どもの学園でもそういうことをやっているんですけど、まずそこを丁寧に説明していただくことと、それにはどうしても公定価格の表を1枚出していただかないと、これまたわかりにくいのではないかなというふうに思いました。

それと、先ほど松山委員さんもおっしゃったように、それぞれがいただく補助金をどういうふうに保育士さんたちに還元をしていくか、それから、どういう労働条件であれば、この園で一生懸命働きたいんだと思うかは、そこの経営者の資質によるというのは確かだと思います。当たり前だからって思っている経営者がいたら、多分、ほんとうに厳しいところが見えないだろうし、自分も一緒にやって、何が一番大事なのか、どこが苦しいのかがわかれば、その人たちに対する給料というのも随分変わってくるだろうと思っていますので、園ごとに考え方があってしょうけど、子どもの将来を支える保育士さんたち、保育所がなかったら日本という国の人間は育たないんだというふうに、ほんとうに思います。そう考えて、一番大事なゼロ歳から預かっている人たちに対して手厚い考え方をする。そ

れはお金かもしれないけど、そうではなくて制度で対応したり、ほんとうに助け合うメンバーづくりをするといったこともあるだろうし、一番大事なのは、私たちはあくまでも子育ての通過地点にいる人間なので、一番主体になる子どもを育てる保護者をどう教育するかについて、福岡市が先頭切って、こういう方針でやりませんかということもひとつ要るかなと思っています。そんなことも含めて、次回、いろんな資料を見ながら、いい形に整っていけばいいなというふうに思っているところです。

どうぞよろしくお願いします。

【針塚委員長】 ありがとうございます。ほかに何か保育士さんにご質問ございますか。

【上田委員】 上田です。先ほど言っていたように、園の裁量でいろいろ変わっていくようになったら福岡市の保育園の質が変わるということを言われておりましたけれども、園の裁量でいろいろ変わるようであれば、この保育園はいい、この保育園はどうこう、先生がすぐやめていくとか、そういったことにもつながっていくと思います。先生方が苦勞されているのは、いつも肌身に感じておりますし、保育園の先生方、これだけではなく、地域の方々に対して育児サークルの支援とかサロンの支援もしていただいております。地域とのつながりもしっかり考えて動いていただいているのも承知しておりますので、ぜひ保育園の先生方、保育園の質が福岡市において変わらず一定で、先生方に笑顔で頑張っている保育園についていただきたいと思います。

先生方が笑顔で「おはよう」って言ってくれたら、お母さん方もとてもうれしいんですね。先生方がきつとした顔をされていたら、「今日、先生、怒っとんしゃあ。私、何か悪いことしたかな」というような余計な気を回さなければいけないところもありますので、保育園の先生方が笑顔で元気にお仕事ができ、私生活も充実できるような環境をつくっていただけたら、子どもたちも喜ぶし、お母さん方も喜ぶます。お父さん方ももっと保育園に出ていこうということで、家族でも地域間でも保育園を中心にした形で子どもたちを守っていただけると思いますので、よろしくお願いします。

福岡市は今、どこの保育園もきれいになっています。保育園とは思えないような、劇場みたいな発表する場があったり、冷暖房も完備で、とてもすばらしいものをたくさんつくっていただいています。私はもう次の子どもという年ではないですので、逆に言うと、自分の孫とか、近所の子どもたちが、そういったきれいな保育園に通えていることがすごくうれしいですし、そのようにいい保育園をつくっていただいているので、今後は先生方のことも、もっとやっていただけたらなと思います。そしたら地域も元気になると思います。

お母さん方も元気になると思います。よろしくお願いします。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

木村委員さん、具体的に何か一言ございましたらお願いします。

【木村委員】 先ほどの質問は、保育士会の方にしたほうがよかったかもしれませんが、例えば、先ほどの発言にあったとおり、休日に出勤したりとか、朝早くから出たりということで、ご苦労なさっているなど非常に感じましたけれども、それに対して、経営されている法人が待遇面をきちんとフォローしているのかどうかというのが、私は非常に怪しい気がしております。だから長時間保育手当という名称がついたのかもしれませんが。

今度の子育て新制度において、ほんとうに保育士の処遇がよくなるのか、変わらないのか、はたまた悪くなるのかという詳しいことについては、次回、いろいろ資料等をもとに議論をさせていただきたいと思いますが、経営陣のほうにも、そのあたりのアプローチといいますか、働きかけというのが必要だと思われます。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

ほかに保育士会の皆さんに何かありますでしょうか。どうぞ、甲木委員さん。

【甲木委員】 甲木です。済みません、保育士会の方からの報告に関してではないんですけれども、ぜひお聞きしたいと思ひましてご質問します。

先ほどのこども未来局の説明に離職者の話があったと思うんですけれども、離職の理由がデータ上わからないという話だったので、ぜひ保育士の方から、データとしてわかっているわけではないと思いますが、大体の感覚で率直に教えていただければありがたいです。保育士の方が離職される際、ほかの保育所、あるいは別の地域で保育士を続ける方が多いのか、保育士そのものをやめられるという方が多いのかを教えていただきたいというのが1点です。また、その離職の割合というのが、大体どの園でも同じような感じなのか、それとも保育所によってばらつきがあるのか、感覚的なところで構わないんですが、ざっくりばらんに教えていただけるとありがたいです。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

では、保育士会の皆さん、お願いします。

【福岡市私立保育士会】 離職した後、そのほか保育園に勤めるのか、そのままやめてしまうのかということに関しては、ほんとうにこれは感覚なんですけれども、そのままやめています。特に、結婚、出産の場合、子どもを見ながらはちょっと無理だから10年はお休みしようとか、もうそのままやめてしまおうということが多いです。中には、非常勤

とかパートととして別の保育園に何年か行かれる方もいらっしゃいますけど、ほとんどはおやめになられています。

あと、保育所によってやめる率が違うのではないかということについては、違うように思います。そんな答えでよろしかったですか。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか、先生。

【甲木委員】 はい、わかりました。

【針塚委員長】 はい、どうぞ。

【松山委員】 先ほど、上田委員から、市が制度見直しをすると処遇が悪くなるというお話がありました。しかし、市による制度変更は当然時代、時代であるわけで、制度変更があると必ず処遇が悪くなるというのは、少し理屈がおかしいと思います。

国は子どもの支援を充実すると言っており、そこに予算を投入するわけですよね。この国の動きに合わせて市も制度の見直しを行うというのは当然です。重要なことは、国と市の制度変更トータルで福岡市内の子どもの支援が以前より充実するかどうかです。市にはこれだけ充実しますという絵を出していただきたいと思うのです。

先ほど申し上げたように、国が政策として子ども支援を充実させると言っているのですから、その政策のトータルの結果、保育士の職員の給与が減るというのはおかしいのです。それは本来あり得ないはずです。もしそうなるとしたら、雇用主である保育所経営者がおかしいのです。流れてきた公費の使い方に問題があるのです。

要は、今回、制度変更をもし考えておられるのであれば、その結果、これだけ従来よりもよくなりますと市が説明する必要があります。例えば、それは給与が上がるということでもなくとも構わないのです。先ほど、仕事をなさる上でいろんな支援が必要だということがあったと思います。それに対して市が、別途こういう支援の仕組みをつくるので、そこにお金を投入しますということであれば、市民も納得するはずです。その全体像を見せていただければ、非常に判断がしやすいと思います。

【針塚委員長】 ありがとうございます。これも次回に非常にかかわることだと思います。

ほかに保育士会の皆様へのご質問等はいかがでございましょうか。

木村先生、ご退席ということで、どうぞ。ありがとうございました。所用がございましたので、ご退席ということです。

どうぞ、先生。

【納富委員】 保育士の方はほとんど女性なんですけれども、女性の働き方、長い人生設計という部分に関しまして、結婚するからいつときは保育士の現場から離れますと。でも、10年たっても戻ってこず、そのまま消えちゃうということがあるとしたら、もちろん待遇もあるかもしれませんが、非常勤だとかパートだとかで過去に経験がおありの方々をもっともっと雇用なさると人的資源というのは増えるんじゃないでしょうか。要らないことかもしれませんが、そう思いました。

【針塚委員長】 何かご意見ございましたら。

【福岡市私立保育士会】 変な言い方をしてしまったのかもしれませんが。そうやって10年後ぐらいに戻ってくる職員は、多分、各園にたくさんいるとは思いますが。ありがとうございます。

【針塚委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、福岡市の保育士会の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了でございますが、委員の皆さんから特に何かございますでしょうか。

次回は保育協会の補助金の検証に入りたいと思います。ぜひ、皆様方にはご出席の上、ご議論いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

では、事務局から何かございましたら。

【事務局】 事務局から事務連絡です。

次回の第2回検討委員会は、8月25日火曜日13時から、同じこの場所、エルガーラの多目的ホールを予定しております。よろしくお願いします。

また、本日いただきましたご意見、それからご要望があったデータなどは次回開催前に、整ったものから順次、委員の方々のほうにご連絡をしたいと思います。

また第2回目、よろしくお願いします。本日はありがとうございました。

【針塚委員長】 それでは、本日の会議はここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

— 了 —